

○議長 宮城清政君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって2番 新垣由雄議員、3番 大城 勝議員を指名します。

日程第2．一般質問

○議長 宮城清政君 日程第2．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。10番 大城 毅議員。

〔大城 毅議員 登壇〕

○10番 大城 毅君 それでは、本日の一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。トップバッターですので振り逃げでもデッドボールでもとにかく塁に出たいという思いですので一つよろしくお願いします。それでは、通告書にしたがい一般質問を申し上げます。

まず、普天間基地の移設を名目にした名護市辺野古への新基地建設が、自民・公明の安倍政権によって地元名護市民、沖縄県民の公正な選挙による厳粛な審判での意思表示、名護市長、沖縄県知事による明確な建設中止の意思表示、わが南風原町議会はじめ県議会、各市町村議会の建設中止を求める意見書採択にもかかわらず強行されています。激しい憤りを禁じ得ません。改めてこの席から、自民・公明安倍政権を厳しく糾弾し、新基地建設工事の即時中止を求めるものであります。これまでも議会のたびごとに一般質問の機会にこの問題に関する町長の姿勢を確認し、普天間基地の閉鎖撤去、県内移設断念、オスプレイ配備撤回を内容とする沖縄建白書実現を求める立場を堅持するとの答弁をいただけてまいりました。同時に、建白書の実現、とりわけ名護市辺野古への新基地建設を許さないという翁長知事と同じ姿勢で行動すると町長は表明されました。たいへん意を強くするものであります。具体的には、町長は今年8月に設立された建白書の実現を目指す島ぐるみ会議南風原の共同代表の一人として就任され、設立総会では共同代表を代表してあいさつもされております。このことは、町民・県民を大きく励ますものであり、私も町民の一人としてたいへん心強く思うものであります。ともに普天間基地の閉鎖撤去、新基地建設断念、オスプレイ配備撤回の

建白書実現までがんばってまいりたいと思います。まず、8月10日からの政府、県の集中協議期間の協議をどう評価するのか。8月10日から9月9日までの1カ月間、政府と県の集中協議期間として設けられ、数度にわたる首脳レベルの協議が行われました。結果は翁長知事の言葉をして決裂をいたしました。この集中協議への町長の評価をお聞かせください。

次に、協議期間後の新しい情勢のもと、新基地建設を止めさせる上で町長がどう行動するかを伺います。集中協議期間終了後の9月14日、翁長知事は仲井真前知事が行った埋立て承認に法的な瑕疵があるとしてそれを取り消す意向を表明しました。私が言葉を尽くしても聞く耳を持たなかった、翁長知事はこの日の会見で承認取消しを判断した理由をそう述べたと報じられています。知事は、埋立て承認の撤回を含むあらゆる手段で新基地を阻止すると公約し、県民を裏切った仲井真前知事に10万票の大差で勝利し、昨年1月の名護市長選12月の総選挙など一連の選挙で新基地NOの民意はこれ以上ないかたちで示されています。知事就任後会おうともしなかった安倍政権を相手に、集中協議まで実現してきました。集中協議では、強制収容で成り立った基地形成の歴史や政府の基地押付けの口実となっている抑止力のまやかしを挙げ、埋立て承認の大前提である新基地の必要性そのものに合理性のないことを説明してきました。更に翁長知事は、国連人権理事会での演説やシンポジウムなどで民主主義に反する基地押付けを国際社会に向かって告発しています。こうした知事の活動など現在の情勢の下、どう行動するか町長のお考えをお聞かせください。

次に、昨年平成26年3月定例会でも宮城寛淳議員が要望しましたが、小中学校への冷水器の配置を進めるべきではないかということであります。改めて要望いたします。まず、各小中学校の冷水器の設置状況がどうなっているかお答えいただきたいと思います。そして次に、各フロアに適切に配置をすべきではないかということで見解をいただきたいと思ます。

次に、喜屋武地内の排水路に蓋かけをということで、喜屋武8番地横の排水溝は蓋がなく危険な状態であり、また悪臭を発生し周辺から苦情があります。蓋かけをすべきではないかということであります。ずいぶん以前からの町民の要望であります。安全面と環境衛生面からの整備要望です。見解を伺います。

次に、この間、夏の日差しや雨の中でバスを待たなければならない利用者とその苦労を緩和し交通渋滞緩和の上でのバス利用を広げる上でも、町長も幾度もその必要性を述べてきたバス停への屋根の設置について伺います。まず、沖縄銀行南風原支店前のバス停の屋根は7月にバス協会が設置すると聞いていると前回6月定例会で町長は答弁をさせています。現在まだ設置されていません。いったいこれがどうなっているのかお答えいただきたいと思ます。それから、当間原バス停の屋根設置に必要な用地確保が難航していると聞いておりますが、その状況がどうなっているか伺います。以上、ご答弁をよろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 大城 毅議員から辺野古基地の問題であります、これに対しては一貫して変わっておりません。建白書の実現は、私も共同代表の一人としてやってきた経緯がありますので、それは一貫しております。今回の県と国との集中協議の場で、県民の意思を知事が代弁した、沖縄県の70年間の経緯、思い、県民の心を訴えることができたのではないかと、そういう意味で成果はあったものだと感じております。しかし、沖縄側の考え方が政府としてやはり相容れることができなかつたことに対して本当に残念です。政府も沖縄県知事の思いを理解しなかつた経緯があるようですが、しかしながら国民の皆さん方に大きなインパクトを与えることができたのではないかと。そういう面では、政府だけではなくて国民全体に沖縄の現状を訴えることができた、その経緯を訴えることができたことも大きな成果があったものだと感じております。しかし、政府はそれを受け入れることなく辺野古埋立ての継続を即進めたことに対しては、憤りを感じる一人であります。そして、県知事においては、それでもあらゆる手段を講じていきたいとおっしゃっていますので、私はその意思を今後も持ち続けてもらいたいし、県民がこれだけサポートしているのだということをおもうこと、県民がサポートしているのだと訴えていくことも大事ではないかと思っております。

そしてまた 2 点目の新しい基地に対する町長の見解はであります、私は一貫して翁長県知事が市長の時から一緒にやった経緯がありますし、人間性も分かっておりますので、その思いを私も県知事と一緒にやってもらいたい。沖縄県民の民意を尊重し、普天間飛行場の早期閉鎖と県内建設移設反対の立場で翁長知事ががんばっていらっしゃいますので、これに対しては私も当然、翁長県知事と行動を共にしていきたいと、今後もそのように思っております。これが南風原町民として、沖縄県民として、また一人の首長としても建白書の時点から行動を共にしてまいっておりますので、その思いは一貫して今後も続けていきたいと思っております。質問 2、3、4 点目については、担当からお答えさせてもらいたいと思えます。辺野古基地の問題等においては、私も島ぐるみ会議の共同代表の一人となっておりますので、自分の考えを変えることなく貫き、県知事と一緒に行動してまいりたいと思っております。皆様方のサポートもお願いしたいと思っております。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 それでは、大城 毅議員の質問事項 2. 小中学校に適切な数の冷水器を設置してはどうかのご質問にお答えいたします。(1) 各小中学校の冷水器設置状況につきまして、小学校には冷水器の設置はありません。中学校では、南風原中学校12台、南星中学校7台が設置されております。(2) 各フロアに適切に設置すべきではないかのご質問でございますが、中学校はすでに各フロアと体育館に設置されておりますので、現状で良いのではないかと考えております。小学校につきましては、現段階で冷水器の設置予定はしておりません。以上でございます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 引き続きまして、質問事項 3 点目、喜屋武地番の排水溝に蓋かけについてお答えします。喜屋武 8 番地横の排水路については、民地と民地との間に蓋が設置されていませんが、下流側と上流側の道路に接している危険箇所については、蓋かけや転落防止柵が設置されております。町内には未整備の排水路や道路端にある蓋なしの排水路があることから、優先度の高い箇所から順次整備をしております。

質問事項 4 点目のバス停への屋根設置についての (1) にお答えします。沖縄銀行南風原支店前バス停の上屋については、沖縄県バス協会で 7 月ごろに設置予定と確認していましたが、いまだに設置されていないことからバス協会に再度確認しましたところ、現在、設計は完了しているが上屋の一部が国道の道路占用許可が必要なことが判明し、近日中に国道協議を行う予定とのことであります。(2) についてです。当問原バス停の屋根設置に伴う用地確保の状況については、南部国道事務所において用地取得や物件補償の交渉が現在も難航していると聞いております。以上です。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 ご答弁、ありがとうございます。一つ一つ再質問をしてみたいと思います。まず、県と政府の集中協議期間の評価についてですけれども、町長からは知事が県民の意思を代弁できたことはたいへん評価できるのではないかというようなご答弁がありました。翁長知事には、引き続き今の姿勢でがんばっていただきたいというような答弁でありました。町長の答弁に改めて意を強くいたしました。ともに翁長知事の普天間基地の危険性除去のための即時閉鎖撤去、そして辺野古新基地阻止の行動、それぞれの立場で知事を支えてみたいと思います。

次に、集中協議期間後の新しい情勢の下で新基地建設を止めさせる上で町長はどう行動するかについてですけれども、これについてもご答弁をいただきました。今朝の新聞でも知事は来月と言ってもすぐですが、10 月半ばには埋立て承認の取り消しを行う運びになるというようなことが報じられております。国は一事業者の体裁を取って国民を救済するための法律を悪用して知事の効果を取り消すという前回使った手法を使うことも予想されています。しかし、一事業者が米軍基地のための公有水面埋立てを申請するということはあり得ないことでありまして、まともな法治国家であればあり得ないことだと思っております。いずれにしても最終的には裁判になるものとみられますけれども、最高裁の判決が出るまでに最短でも一年程度の日数がかかり安倍政権がどんなに強権を発揮して手法を完全に掌握して確実に勝訴できる保証はないものだと言われております。また、埋立てには、名護市長の管理する見謝川の水路の切替えが不可欠ですけれども、名護市長は辺野古の海にも陸にも新基地を造らせない姿勢を貫いています。礎石などの文化財調査もあります。県議会が可決

した土砂規制条例もあります。環境汚染の疑いのある土砂の搬入も厳しい規制にあうことになります。国は工事を再開していますけれども、こうした状況を含め県民の抵抗はますます広がり、全国へも広がっています。多くの厳しい憲法違反の指摘、反対の世論、審議不十分との圧倒的世論を踏みにじて強行した安保法制への怒り、民主主義を壊して強行する、その点での怒りは共有され、全国でも辺野古新基地を許さない声が高まっていくのは必至だと思います。国連での知事の行動などで国際的にも民主主義に照らしてどうなのかという機運も広がることだと思います。町長共々、民主主義を実現する取組としても粘り強く取組を広げていくことを呼びかけて、私も改めてその決意をするものであります。町長の答弁にたいへん感銘をいただいております。

次に、小中学校の冷水器についてですけれども、ご答弁いただきましたのは南風原中学校で12台、南星中学校で7台だとのことでした。前回の宮城寛淳議員がここで取り上げた時には、南風原中学校は9台でした。これが3台増えております。この中身は何ですか。お聞かせください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 昨年の第1回定例会会議で宮城寛淳議員からも同様な質疑がございました。その時と台数が若干違っております。3台増えているとのこと。これは、記念事業で設置されたものでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 もう少し詳しく。記念事業とはどういうことですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 中学校を卒業するときの贈答であります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 卒業記念で3台増えたという理解でよろしいわけですね。これは当然、生徒の皆さん方の要望でもあり、また当然、寄贈される場合には学校側とも相談をして、間必要なものは何か調整をした上であって、勝手に送り付けるというよりきちんと調整して選定されるというのが通常です。こういうことからしても生徒の皆さんの要望であり、学校からもそれがたいへん嬉しいという趣旨のことだったと想定されます。そういう考えが妥当だと思うのですが、これについてはどうお考えになりますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 冷水器につきましては、南風原中学校は校舎建設の時に 3 台が工事として設置されているところです。それに併せて学校側が必要だと記念事業で設置されているものだと思います。町といたしましては、上水道は完備しておりますので、そういった水の提供等についてはそれに対応しているものと理解をしております。それについては、学校側が調整をして、必要だということで設置をされていると考えております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 前回の寛淳議員とのやり取りのなかでも学校は上水道が整備されているわけだから本来それで充分なのだけれども、保護者の皆さんが寄贈されたそれはそれで大切に使うというような趣旨のやり取りだったと思います。保護者がわざわざ冷水器を選んだのは、よくよくのことだと私は思います。南星中では、自分のフロアで行列ができていて、他所のフロアに行くのだけれども、そこも行列で結局休み時間が潰れてしまうと、教室に戻らなければいけないというようなこともたびたびあると聞いております。今、南風原中が 12 台、南星中が 7 台となっているわけです。前回の答弁で教育長は、今後、南星中の増改築が計画されているわけですから、その時点でまた南風原中と同じような台数を設置する必要があるかという設置ができる方向での検討は必要だと考えていますという答弁をしています。今回の答弁にそのことは触れられていないのですが、このことに後退はないわけですね。確認します。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 前回、そういった趣旨の答弁をいたしておりますけれども、南風原中学校にはそれだけあって、南星中にはないとなりますと公平さに欠けますので、大規模の増改築が今後計画されるわけですからその時に一連の工事のなかだと考えています。南風原中学校も新築の時に添え付けの冷水器が整備されたわけですから、南星中もその時に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 前回の答弁から後退はないと確認いたしました。ところで、南星中学校の増改築は何年度に行う予定ですか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 南星中学校につきましては、教育委員会の実施計画の要望では平成30年度でございます。でもこれは現段階、われわれ教育委員会の要望でございます、財政等々の問題もございますので、町の実施計画にはまだ明確に記載されておりません。あくまでも教育委員会の要望、計画という認識でございます。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 冷水器の設置されている自治体を調査に行ったわけですが、案内をしてくださった方は、冷水器もいけれどもクーラーを急いで欲しいという要望でした。今日も確認しましたが、与那原町では小中3校にクーラーが入っていると、それからお隣の八重瀬町でも年次的にクーラーを整備していく計画だと聞いております。今、平成30年と教育委員会としては要望しているけれども、まだ町全体の実施計画としてそれが定まっているわけではないとの答弁でした。そういうまだその不確かな増改築計画に合わせて冷水器を設置しますということでは、私はとても、はっきり言って頼りないというような思いがあります。ぜひ生徒の皆さんの要望に速やかに応えるべきではありませんか。改めて伺いたします。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 お答えいたします。教育委員会といたしましては、われわれの計画のなかで平成30年という一つの目安は持っているわけですが、議員ご指摘のようにそれが実際、町の事業として財政的な部分も含めまして正式に決定するというものではございませんので、あくまでもわれわれの計画だと先ほども答弁いたしましたが、教育委員会といたしましては、できれば学校施設の長寿命化ということで大規模改造改築をやっているわけですが、それに乘せてこの冷水器の問題、あるいはまたクーラーの問題等も計画していきたいというようなことが基本的な部分でございます。同時に、クーラーに関しましては、全面クーラーなのか、例えば統計の取り方によっても各学校の学年の特別教室なりどこかに1カ所クーラーが入っていればクーラーが入っているというような統計の取り方もあったりして、われわれが目指すところは全教室と最終的になると思っておりますけれども、現段階では特に暑い所というように検討はしていますが最終的には全面で、校舎の増改築の段階でやはり検討したほうが合理的ではないかと考えているわけです。そのためには、議員ご指摘のように少し頼りないというような評価でございますけれども、一定の時間を要すると考えておりますのでそのようにご理解をお願いします。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 今日はクーラーのことで通告しているのではありませんけれども、教育長から目指すのは全教室だという趣旨の答弁がありました。たいへん心強く聞かせていただきました。それでも冷水器に関してもこれから計画に入っていく南星中学校の増改築に合わせるということのようですけれども、ぜひその計画を確かなものにしていただきたい、そのためにがんばっていただきたいと思います。

ところで、今全部で19台ある冷水器で故障したりしているというようなことはありませんか。確認していますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 お答えいたします。学校への調査では、冷水器が何台ありますかと設置の状況を確認してございますのでその台数でございますが、それが故障しているかどうかについては確認してございません。動いているものだと思っております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 せっかく保護者の方々、卒業生ですか、実質的には保護者の方が協力するわけでしょうからそういったもの、あるいは学校、役場、教育委員会が冷水器を配置しても故障などがあっては支障を来すわけです。またそれは全部学校に寄贈されているわけですから、きちんと管理をして、故障があったら速やかに修理をしてその需要を満たすということではがんばっていただきたいと申し上げましてこれについては終わります。

喜屋武での排水溝の整備ですが、ずっと以前にも同じ質問をして同様な答弁だったわけですが、確かに町道や県道と接するところの排水溝はそう簡単に子どもが落ちこちたりしないようなフェンスが設置されていて、その点では確かにおっしゃるとおり整備されていますけれども、実際には夏場になりますと特に雨の少なく流れが少ないとき、水がよどんでいるときなど夏場は悪臭を発すると、周りからとにかくどうにかして欲しいとの声が強いです。確かに町内には他にも整備を要する箇所があるというのはそうだろうと思いますし、昨日改めて確認しましたがけれどもこの排水路が上流から下流まで全部が全部蓋かけがされているわけではなくて、そこ以外にも蓋かけがされていない部分がありますから、そこだけというわけにはもちろんいきませんが、ぜひそういったところは整備を促進してもらいたい。そういう意味では、何件かで結構ですが安全面や衛生の面で蓋かけしなければいけないという実績はどの程度ございますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。



○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。手元に資料がございませんので明確な答弁ができませんけれども、近年では例えば喜屋武で言いますと県道 86 号から喜屋武の公民館に向かってすぐの所、これは確か議員からの要望ではなかったかと思いますが、喜屋武地内でも何カ所か蓋かけなど対応しています。別の字でも同様に、優先順位を設定して道路の端、子どもやお年寄りが歩きながら足を滑らせて排水溝に落ちるような危険性のある所については優先して随時整備を行っております。ただ、民地と民地の間にあります排水も全て蓋かけとなりますと、年度の予算面から見ても非常に厳しいところがありまして、また排水路そのものがまだ整備されていない箇所もかなりあります。今その整備を優先してやっているところがございますので、蓋かけをしないということではなくて、予算に合わせて随時整備をするものと、また、今回質問のある場所について危険性のあるものにつきましては確認をいたしまして、部分的ではありますが蓋かけ、転落防止の柵の設置もさせていただいております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 確かに約 4 万人近い町民のそれぞれの生活環境を快適に保つ、改善していくという点では大変な作業であろうと思っておりますけれども、具体的な町民の声でもありますし、ぜひ配慮していただきたいと要望して終わります。

次に、バス停の屋根に関してですけれども、前回答弁したのは部長ですけれども、町長がそのように答弁させております。7 月中に設置してもらえらるというように答弁をさせているわけですから、それが 7 月を過ぎても行われていないことについて町長はご存知でしたか。確認します。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 時期がいつと聞いてはおりましたが、しかし、未設置だったことは知ることができませんでした。しかし、議員から一般質問があつて再度確認をしたら設計はされているが占用許可の問題があつて、これが完了したらすぐにやりたいという報告は聞いております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 7 月にやるというこれは 6 月議会での答弁ですから、7 月に手掛ければ 2 カ月も 3 カ月もかかるような構造物だとは普通思わないので、スムーズにいけば 8 月末までにはそこに出現していると、町長だって公用車でそこを通る機会もあったと思う

のです。確かにこれだけ大勢の議員からの一般質問に対する答弁を一つ一つ、そのために回るわけでもなく近くを通るときに気に掛けることは当然あって然るべきだろうと思うのです。全部とは言いませんけれどもね。また、部長もどうなっているのかについては、答弁したわけですからそういえばどうなっているのだろうと、確かに南風原町の事業ではないのですがそう答弁しているわけですからそのことについてはこちらから改めて一般質問に出る前に状況を確認して伝えてもらうなりできたのではないかという思いはあります。町長は、議会という場でそう答弁をさせているわけですから、その点についていかがですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 おっしゃるとおり、本来なら7月にやると議会でも答弁をしておりますので、これがまた占用許可の問題であとしばらくかかるという情報が私たちにあれば即、議員さんには会うチャンスはありますのでこういう状況を伝えることがあればこういう一般質問をわざわざ取り上げることもなかったのではないかと思っておりますので、今後はこういう目配りをすることも大事ではないかと思っております。今回、漏れたことに対して本当に申し訳ない。今後はそういうことがないように目配り、気配りもできるよう進めていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 目で見えるものですし、且つまたわざわざ行かなければというわけでもなくいろんな機会でそこは通って目にする機会が多いわけですから、この類の質問や答弁については十分関心を持って対応していただきたいと思います。あとはバス協会さんと国道との協議ということですから、こちらの手が直接どうこうということでも町の事業でもないわけですがけれども、この協議が順調にいったとしたらいつごろできる予定になりますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。そこまで詳細なことはバス協会から聞き及んでおりません。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 冒頭申し上げましたように、町長は何度もこの必要性については確認をしております。ぜひそういった利用者の立場に立てば一刻も早くと、それが町民の気持

ちですし、町長はその代弁者だというような立場で職員含めてがんばっていただきたいと思います。

それから、当間原バス停ですけれども、物件補償と用地取得の交渉が引き続き難航していると、この間、町は計画実現のためにどのような係わり方をしてきましたかお伺いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 南風原町としましても地権者の方をよく存じ上げておりますので、直接私も個別に出向きまして内容の確認等、国道さんとの状況等について聞いておりました、こちらからもできるだけ趣旨ご理解の上ご協力いただきたいという申し入れは行っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 念のためですけれども、町長は出向いたことはございませんか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 第三者をとおして、ぜひ地権者とお会いしたいと申し入れをしましたら、その第三者に私の思いを語るから町長に足を運ばさないでくれというお断りされています。3回、お会いしたいと申し入れをしましたが、第三者を通して代弁でのお話は聞かせてもらってはおります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 地権者やその関係者にはそれぞれの立場があるわけですから、同意を得てしか事業は進まないということだと思いますので困難はあろうかと思っておりますけれども、何度も町長がその必要性を確認されたバス停への屋根の設置ですので、ぜひ粘り強くこの実現のためにがんばっていただきたいことを要望して終わります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時43分）

再開（午前10時55分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり、順次発言を許します。7番 浦崎みゆき議員。

[浦崎みゆき議員 登壇]

○7番 浦崎みゆきさん それでは、一般質問に入っていきたいと思います。まず、胃がん予防対策についてです。わが国では、毎年12万人近くの方が胃がんと診断されまして、約5万人の方が胃がんで亡くなっておられます。胃がん患者の約98パーセントがピロリ菌感染者との報告もあります。ピロリ菌に感染しても痛みなどの自覚症状がなく、数十年という長い時間をかけて進行するそうです。ピロリ菌感染による慢性胃炎が起これ、その一部が胃潰瘍や十二指腸潰瘍、やがて胃がんを発症するということです。そこで胃がん予防対策についてお伺いします。本町の胃疾患人数及び罹患率はどのようになっているか。(2)ピロリ菌の除菌が保険適用となったが、周知活動の状況はどうなっているか。(3)ピロリ菌検査は保険適用ではないため、ピロリ菌検査のための無料クーポン券の発行ができないかお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、質問事項1点目の胃がん予防対策について(1)にお答えします。本町の胃疾患の人数及び罹患率については、統計を取っておりません。(2)についてです。平成25年2月にピロリ菌の検査及び除菌について、慢性胃炎の方にも保険適用範囲が拡大されておりますが、保険適用は医師の診断の基になることから、その周知については本町として特に行っておりません。(3)についてです。厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会で住民健診での胃がん検診にピロリ菌検査を追加することについて検討されておりますが、現時点では死亡率を低減させる効果について今後も検証すべきだとしております。他の自治体によっては、独自にピロリ菌感染による胃がんの発症予防を目的として検査費用の助成を実施しているところもあります。町としましては、国の動向等を見ながら今後検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 答弁をありがとうございます。まず(1)から再質問をしたいと思います。この胃疾患患者、また罹患率は質問を出したあとに考えて見ましたら、統計を取るのには厳しいだろうなと感じております。それで質問を変えて、本町の胃がんによる死亡者数、死亡率は分かりますでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 本町の胃がん死亡率については、南部福祉保健所の概況資料で

ございますが、平成21年から平成25年度までの5年間で、死亡数は平成25年度が3名、24年度8名、23年度4名、22年度6名、21年度5名。平均しますと4人前後と、統計として出ております。全死亡に対する死亡の割合としましては、平成25年度が1.8パーセントとなっております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。多い年度もあれば少ない年度もありますが、平均して4人ということと、平成25年度は1.8パーセントという数字、ありがとうございました。先ほどの平均4人の方の98パーセントがピロリ菌ということは申し上げました。では、このピロリ菌とはどういうふうに感染していくかということで少し述べたいと思います。これは胃、消化器の先生で全国的にも有名な浅香先生と秋野公造さんとの対談によります書籍から引用しておりますけれども、そのピロリ菌にどのように感染していくか読ませていただきます。1950年から70年半ばにかけて戦後の高度成長期の時、それまでは第二次世界大戦の敗戦から復興した日本は上下水道をはじめとするインフラ整備をしていますが、社会インフラが整備される前の時代、不衛生な環境により多くの日本人がピロリ菌に感染したと言われております。それは殺菌処理されていない井戸水など、そういったものを飲料水として使用していることから、こういう生活様式によってピロリ菌に感染している方が多いということです。特に高齢者のピロリ菌感染者は、実に8割に及ぶという推計もあります。戦後のベビーブームによって誕生した団塊の世代も数多くがピロリ菌に感染をしているというのは、確実であるというふうに浅香先生はおっしゃっています。ですから、この死亡人数も平均的に、全国的にもこの40年間ずっと変わらず、急激な変化はなく人数は同じような推移で胃がんによって亡くなっているということですね。しかし、今回このピロリ菌の除菌の保険適用によって大幅に減っていくものと推測されて、浅香先生は必ずなくなっていくものと確信されているとのこと。ですから、ピロリ菌を除菌することによって胃がんは撲滅すると宣言をなされているということ、まずもって皆さんにお知らせをしておきたいと思えます。

(2) ですが、答弁では保険適用は医師の診断のもとによるということで、周知については本町として特に行っていないということですが、医師の診断は疾患を抱えている人が病院に行つて分かることですので、やはり町としてこの保険適用されたということを周知していただいて、検査をしてピロリ菌がいると分かれば、そしてお薬をいただければ確実にピロリ菌が除去されて、胃がんにまでいかないところで予防となるわけですから、これは予防対策として保険適用されましたので胃疾患にかかっている方、かかると思われている方、異常がある、ちょっと気になる方はぜひ受診してくださいと受診を促す対策は講じるべきではないかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。先ほど答弁がありましたように、現時点では特にこのピロリ菌除菌の保険適用については医師の診断があつての場合に適用ですので、例えば国保で保険者としての特に広報等を行っていないということです。しかし、議員おっしゃいますように、ピロリ菌に感染していることでがんを発症などいろいろ研究の報告等もございまして、ピロリ菌とはどういうものであるとかそういう予防の観点から広報誌等を活用して広報しながら、その次のステップで除菌について保険適用されますというそこはまた検討してまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ぜひその周知を徹底していただきたいと思います。やはり胃がんの原因となるピロリ菌の除菌が平成25年度の2月に保険適用となっているわけですから、その適用がされていること自体が分からない町民に知らせなければ、この胃がん対策の実効性はなくなるわけですので、ぜひ広報、ホームページ等でお知らせをしていただきたいと思います。先ほども申し上げましたけれども、このピロリ菌の除菌が保険適用になったことで胃がんの芽を摘んでいく、早期発見のチャンスを広げるものであり、将来的には胃がんがなくなる人は間違いなく減ると言われております。また、胃がんだけではなく、皆様にお配りをしていますピロリ菌がどのような疾患を起こすかということでコピーをいたしました。これも浅香先生監修によるものから取っております。この下に書いてありますいろんな症状のある方に対しても、ピロリ菌が発見されればほとんどの疾患を抑制できる可能性があると言われておりますので、そういったことも考えますとやはり周知、そして皆さんが保険適用されて安いお値段でしっかりと予防ができます、しっかりと治すこともできますということでお薬を一週間程度服用していただいて、胃がんへの予防となりますのでぜひに早めの広報をお願いしたいと思います。

それでは、(3)ですけれども、これは厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会において検討しているとのことでございましたけれども、国の動向を見ながら検討していくとのことであります。答弁にもありますように、他の自治体によっては独自にピロリ菌感染者の胃がん発症予防を目的として検査費用を助成しているところがあるとのことです。このピロリ菌検査の一番の先進地は、東京都の町田市でありますけれども、無料検診を行っております。初年度は55歳から64歳、そして5カ年計画で全成人に実施する予定とされております。そのように、段階的な実施等の検討についてはいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。確かに他府県においても独自でピロリ菌検査にクーポン券等助成して行っているところもございますし、県内では嘉手納町が平成23年度から一部負担金400円で検査が受けられるという取組をしています。議員がおっしゃってましたように、このピロリ菌の感染でがんの発症のリスクが相当高いということで世界保健機構とかそういう研究機関からも発表されていて、全世界の胃がんの約8割がピロリ菌だというような報告もなされている状況でございます。それから、胃がんの発症予防としてこういう状況からするとこの検査は必要ではないかと認識しております。更に集団健診等におけるこれまでの胃がん検診がエックス線検査のみだったのですが、内視鏡もやっていくように次年度あたりからその方向性が示されております。そういう部分とも合わせながら、本町としては町民の健康、予防の観点からどういうふうにして実施していいのか、あるいは費用の面でどれぐらいかかるのか、集団健診の血液検査のなかで併せてできるのか調査、研究してまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 前向きな答弁、大変ありがとうございます。これは原因がしっかりと分かっているものでありますので、それさえ除去できれば永久に胃がんになることはないと確信を持って申し上げたいと思います。それで、金額的なことで申し上げますと、胃がんには年間3,000億円の診療費がかかっていると言われております。先ほども申し上げました団塊の世代は、数多くのピロリ菌を持っているということでいよいよ団塊の世代ががん年齢に達してきております。ですからこの医療費から考えますと、更に医療費は胃がんにかかる医療費だけでも相当な金額になっていくということで、この状況下で何もせずに放置していれば、10年内には現在胃がんは5万人ですけれども6万人にまで増えていくとなっております。今からの対策によっては半分の3万人に減らすことも十分可能であるということでもあります。リスク検査もありますし、また内視鏡検査によってピロリ菌を検査する方法、調べてみますとたくさんの検査方法があるようでもありますので、そのようにぜひお願いいたします。現時点で申し上げますけれども、ピロリ菌がいるかどうかだけを調べてもらいたくても、一番良いのは内視鏡検査を先に受けなければいけないわけですけれども、内視鏡検査は苦しくて受けたくない。ですから、痛みを伴わないような検査もあることなどもまず広報等でお知らせをしていただいて、また最近は鼻から入れていく検査もあるようですので、検査にはこういったものもありますよというのをお知らせをしていって、検診にいかない間にも感染をしてしまう方、感染でひどくなっていく方を防ぐためにもぜひそのようなお知らせをまずしていただきたいと思います。ここで町長にお尋ねしたいと思いますが、町長は以前より予防することによって医療費を抑制していくのだと医療費助成も他の市町村に比べて本当に積極的にしていただいていると思います。ですから、この胃がん撲滅への道

を開くにも町長の強い決断が求められると思いますが、町長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 ありがとうございます。胃がん予防、ピロリ菌の問題等においては、先ほど副町長、担当部長からもお答えしましたが、胃がんを予防するためには診察を受けることも大事だと、それにはどういった状況が一番良いのか、担当も前向きに検討したいと申しております。ピロリ菌の問題では、私も何回か国会の中継、秋野公造先生の政府に対する要望等聞いております。秋野先生においては、予防に関する医学博士でありますので、そういう先生方のお話等聞いておりますので、町としても予防が一番大事だと思っております。そういう意味では、どういったかたちで取り組んだらいいのか担当も前向きに考えておりますのでどれぐらいの経費がかかるのかも含めて、早い時期から取り組んでいくような方法を検討させてみたいと思っております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 本当に力強い決意をありがとうございます。検査の方法はこれからいろいろ考えとのことですが、現在対策が一番必要なのはやはり50歳以上の方だそうですね。その後リスク検診として30代から40代の方は、除菌をしておけば胃がんは100パーセントと言っていいほどかからないと言われておりますので、段階を踏んだ、南風原町に適した検診のあり方でよろしくお願い申し上げます。

では、2番の要援護者名簿と防災・減災についてであります。今年の9月9日に関東地方東北地方で記録的な大雨になりました。栃木県や茨城県、茨城県では床上・床下浸水などの被害を受け鬼怒川の防波堤が決壊し茨城県常総市の被害は1万1,000棟にも及んでいるとのこと。宮城県では900棟以上の被害が確認されています。今や自然災害は対岸の火事ではないと考えるのは、私一人ではないと考えます。災害対策は喫緊の課題と思っておりますが、そこで本町の要支援者名簿と防災・減災について（1）災害時の要支援者名簿の活用状況を問う。（2）要支援者名簿に基づく個別計画策定状況の現状を問う。（3）本町に指定避難ビルはあるかお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の要支援者名簿と防災・減災について（1）にお答えします。災害時要援護者名簿を基に貸与名簿を作成し、平成21年6月に町社会福祉協議会と民生委員、児童委員、連合会へ平常時の見守り及び災害に備えた地域の協力体制づくり



を図ることを目的として名簿を貸与しております。その名簿を基に社会福祉協議会や民生委員、児童委員が要援護者の確認をしております。

(2) についてです。現在、個別計画は未策定であります。今後、要援護者台帳の整備と個別計画の策定に向けて支援に係わる関係機関と協議を行い整備してまいります。

(3) です。内閣府の津波避難ビル等のガイドラインでは、津波による浸水の恐れのない地域にはビル指定は含まれておらず、県が公表している津波浸水地域には本町が含まれていないため町での津波避難ビルの指定はありません。以上です。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 答弁、ありがとうございます。まず、この名簿の活用状況ですけれども、今、対応を行って、民生委員、児童委員の皆さんが要援護者の確認をしておりますとの答弁ですが、確認はどの程度までの確認なのか現時点での状況をお知らせください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。今年の 6 月にこの名簿を民生委員さんそして社協に提供しております。この名簿に記載されていますのは、住所、氏名、年齢、性別と世帯情報として独り暮らしなのか高齢者のみなのかに記載されております。それをお渡しして、例えばこの地区担当の民生委員さんがその名簿を見て支援が必要かどうかを確認しております。実はこの名簿には 65 歳以上の高齢者のみの世帯とかそういうことも記載されておりますので、元気な支援は要らない高齢者の方々もたくさん載っておりますので、そのあたりの確認でございます。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん それを今、各地域でもって確認をしていると、支援が必要かどうかのみの確認をしているということでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。確実にこの方に支援が必要かどうかというのは、直接会ったり訪問なども必要になってくるかと思えます。まずはそれぞれが知っている範囲内で確認して、それから必要がある方は訪問。例えば社協で言いますと小学校区ごとにソーシャルワーカーがいらっしゃいます。そういう方の訪問もありますし、いろいろな訪問の状況でだいたい支援が必要な方の状況を把握していくというようなかたちで名簿、次のス

テップで個別の台帳整備とつなげていきます。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん では今確認をしております。その確認状況はいつまでに終わるとか目標もございますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 現時点ではまだいつまでに終わるという部分は、社協それから民生委員さんの方々とのスケジュール的なことは決めておりません。ただ、今後、個別の台帳を整備していく必要がありますので、連携してやっていくことを確認しておりますので、社協と民生委員さんとの連絡協議会を持つなかでこの支援プランの策定も含めてスケジュール等確認していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん いつまでにと決めていないのはいつまでかかるか分からないと思うのです。それで、災害者要支援者名簿を平成26年12月に作成しておりますね。それが実際に活用されるまでに平成27年6月、この半年もかかっている状況ですけれども、皆さんは災害対策を喫緊の問題だと捉えているのかとても疑問に思うところであります。こんなに長くかかるものなののでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 確かに議員おっしゃいますように時間がかかっております。ただ、名簿提供に至るまでには個人情報の問題がありまして、この名簿を渡すために個人情報審議会の諮問、そして答申を得て名簿提供ができるという確認を得て名簿提供に至っております。そういったことで時間はかかっていますが、やはり必要な手続きを踏まなければいけないということで時間がかかりました。その後、個別の支援プラン、町全体としての要支援者の支援プランについてはできるだけ早く策定していくように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 必要な経緯を踏んでということでもありますけれども、名簿もし

つかりと出来上がっておりますし、これは9月1日の新聞で避難計画が足踏みになっていると報道されました。南風原町は2,902名の支援者数ということでかなり多いなと感じたのですが、個別情報は策定されていないというような新聞報道でありました。この2,902名は、こういった数字で上がってきたものなのかお聞かせください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 これはまず住基情報等からも把握できる部分で、65歳以上の高齢者のみの世帯、あるいは独り暮らし、あるいはまた身体障害者手帳の何級以上、介護保険の認定区分、そういったものをリストアップして行って把握した数字が2,902名です。先ほど申しましたように、この中には健康で十分ご自分で避難できるという方々も含まれていますので、今後、個人台帳として整備のときにリストからは除かれていく部分になります。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん では、この数字に関しましては了解いたしました。一応、全体としてこれだけいて、それから自分でできる方と支援が必要な方とを分けていくということですね。

このなかなか状況が進んでいかないというところで、私のこの資料は社協が評価をしている災害要支援者支援体制の構築ということで平成26年度の評価があります。まず取組の検証としては避難支援計画が必要だということで総務課、そして要支援者名簿を利用した安否確認は保険福祉課、それから今後の取り組み方としては要援護者の避難体制、誘導體制が総務課と民生部で取り組んでいくというこの各課にまたがる構造自体がなかなかうまくみ合っているのかいないのか。そこで考えられるのは、例えばこの司令塔となる部署はどちらになるのでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。災害が実際に発生した場合、災害対策本部となるのは役場の部署では総務部総務課で、それからそれぞれの班に指令がいくこととなります。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん それでは、この避難計画はこれから策定するとのことなのですが、それは総務課が中心となって呼びかけをしてその計画を作っていくということによる

しいのでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 そのご認識でよろしいです。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 分かりました。一日も早い避難計画と災害が起こった時にはこの支援者に対して地域住民の方の支援が必要だと思しますので、その体制づくりも本当に時間がかかっていくものと思しますので、早め早めの対策をお願いしてこの質問は終わりたいと思います。

それでは次に、空き家対策について質問をいたします。先だって照屋仁士議員からも質問があったので、重なる部分があるかと思いますが質問をいたします。平成27年2月26日に施行された空き家対策特別措置法は、同年5月26日から完全実施がされております。何のために、どういう目的で制定されたのか。老朽化の結果、周辺に悪影響をもたらす可能性は十分にある古い家ほど対策が必要なることを示しております。空き家対策特別措置法では、具体的に市町村が行う施策までは定めておりませんし、基本方針を示したにすぎませんけれども、法律の制定で対策をしやすくなったのは確かであると考えます。また、空き家の放置を抑制するにも効果が見込まれておりますので、次の点についてお伺いいたします。(1) 空き家対策特別推進法が施行された。本町の空き家調査実態調査は行われているか。(2) 空き家対策計画を策定し、空き家の利活用による地域づくりをする考えはないかお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項3点目、空き家対策について(1)にお答えします。空き家等対策の推進に関する特別措置法に定義する空き家の調査は行っておりませんが、東海の恐れや周辺に迷惑を及ぼす恐れのある管理されていない特定空き家等については、町及び各自治会長の調査においては確認されておられません。

(2)についてです。現時点では、空き家についての対策はありません。今後、安心・安全なまちづくりや土地の有効活用の観点からある一定のルール作りは必要になると考えており、どのような方策が良いか今後健闘してまいりたいと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん 特段、対策は取っていないとのことですが、この空き家対策は必ずしも特定空き家等に関するものだけではなくて、その目的は 5 つありまして、地域住民の生命・身体・財産を保護する、それから生活環境の保全を図る、空き家等の活用を促進する、空き家等に関する施策を総合的且つ計画的に推進する、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与するというので、その 5 つあるわけでありまして。私がここで申し上げたいのは 2 番にあります空き家の利活用による地域づくりができないかということなのです。例えば他の地域におきましては、空き家バンクなどを自治体が仲買となって、わが地域にいかにか人を呼び寄せるか、これは本町においては土地開発などによって人口増加は進んでいるわけですが、沖縄県全体としては 2019 年には人口はストップして、全国的にも人口減少になっていくということで、また高齢化によって病院に入院などで空き家となって、または南風原町ではなくても他所の地域で空き家を持っていらっしゃる方もいるかと思えます。そういった今後のまちづくりの観点から、空き家を利用した取組、また南風原らしい空き家の利用の仕方、観光協会も立ち上がっていると活発に活動しているところがございますので、この点について経済建設部長でよろしいでしょうかそういったものに対して空き家を利用した利活用の施策は現時点でお考えがないでしょうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。経済建設部においての空き家の利活用については、空き家そのものの調査をしていないものですから、どの程度の空き家があるのか把握ができていませんので利活用について具体的に考えたことはありません。活用が可能ということでありましたら、例えば民泊関係。民泊は現在住まわれている方々のお家が基本ですが、そこでは狭いからということで離れのようなかたちで利活用ができる可能性もありますけれども、今後その空き家の状況または地権者があることですのでその意向確認なども必要になりますことから今後の民泊関係において検討させていただきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん いきなり質問でしたが、ありがとうございました。今部長からも答弁がありましたように、まず空き家の状況を確認しなければなりません。やはり状況の確認に対する本町の取組はどうかお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 一般質問初日の照屋議員にもお答えいたしました。土地家屋統

計調査はございますが、それによる居住のない家という定義が非常に広く、この空き家対策特別措置法で言う空き家とは定義が少し違います。それで、これまで具体的な調査は行っておりません。特にこの法律ができて課税側の情報を利用できるというような規制と言いますか、税情報の利用もできるという緩和措置もされていますので、こういった観点から調査ができるか。実質としては地域の皆さんが一番よく知っているということで、実際に目で見ては全然空き家には見えないのですけれども、きちんと管理されているけれども実情居住はないというような調査においてはやはり細かい視点からの状況確認が必要だと思えます。ということもございまして、今後、南風原に空き家が増えてくるのか今のところ検討はしておりませんが、いろんな見方から調査を進めていくことにはなると思えます。ただやはり、細かい視点が必要ですので、そのへんどういった方法がいいのかも含めて検討させていただきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。確かに詳細が分からないとそれを利活用することは難しいという思いがありますけれども、空き家に限らず例えば中古物件を改造して現在あるものを長持ちさせたりなど提案も町からできるのではないかという思いもあります。細かいいろんな情報を得ながら、高齢化も進んでいくことですし病院等などで家に住めなくなるような状況がここ数年はどうとでも今後増えていくと思えますので、南風原町は交通もすごく便利な所にありますし、いろんな需要があるかと思えますのでそのへんの検討も含めて調査をしていただきたいと思います。空き家対策に関しては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に組み込まれているわけがございます。ですから、そういったものも含めて今後設置される審議会の中でもこの空き家の利活用については審議していただきたいと思います。南風原町は今活気づいておりますけれども、更に活気を高めるためにもぜひこの空き家調査から進めていただきたいと思いますことを申し上げまして質問を終わります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時43分）

再開（午後 0 時58分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり、順次発言を許します。13番 玉城 勇議員。

[玉城 勇議員 登壇]

○13番 玉城 勇君 本日は、3 点について質問させていただきます。1 点目に、生活困窮

者対策について（1）南風原町内に65歳以上の方で無年金者は何名いらっしゃるか。

（2）無年金者対策をどのように考えているか。（3）年齢を増すとともに生活困窮者が増加していくが、救済対策はあるか。

2点目に、町立法人保育園の園児受入れについて（1）町内転入者の児童の保育園受入れについて、すぐに保育園へ入所できないことが多い。臨時的措置で半年ほどの入所を可能にすることはできないか。

3点目、マイナンバー不着恐れについて。（1）マイナンバー制度不着恐れがあることが先日新聞に掲載されておりました。住民票上の住所に住んでいないために受け取れないこと等でありました。南風原町はどのように対応していくか。（2）住民票を移動したくない方についての対応はどうするか。以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の生活困窮者対策について（1）についてお答えします。本町の今年3月末現在での65歳以上人口が5,706人。高齢者年金受給者が5,528人であることから、その差の178人が無年金者と推測されます。（2）についてです。保険料を納めることが難しい方がそのまま将来無年金者にならないように、日本年金機構では受給資格期間を平成25年から10年となるような法律改正（平成29年4月に施行予定）ということであります。そして、過去10年以内の年金保険料納付できる後納制度を60歳から70歳未満まで加入することができる任意加入制度、経済的理由により納付困難な方への保険料免除制度、そして20歳から30歳未満の方が対象となる若年者納付猶予制度、大学等の在学者が対象となる学生納付特例制度、失業による特例免除等の制度を整備して対策を講じております。このような制度を広く町民に周知し、活用していただくことが重要であると認識しております。（3）についてです。今年の4月1日から生活困窮者自立支援法が施行されております。生活困窮者に対する支援を行う仕組みとしていわゆる第二のセーフティネットを充実強化するもので、福祉事務所、設置自治体が自立支援機関を設置し、就労その他自立に関する相談支援等を実施していくものです。本町の場合は、南部福祉事務所が那覇市内にあります機関、グッジョブセンター沖縄内の沖縄県就職生活支援パーソナルサポートセンター南部の名称で設置しております。町は一時相談窓口として相談を受け、本人の課題に対して他の制度や専門機関での対応が可能な場合は制度の利用や適切な機関へつなぎ、課題が複合的で総合的対策を必要とされる等の場合は、パーソナルサポートセンター南部につなげていく役割を担います。この制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する包括的な支援体系を創設するもので社協と連携し制度を周知して活用に努め、これまでの取組を含め生活困窮者対策に取り組んでまいります。

2点目の町立法人保育園園児受入れについてであります。本町の9月1日時点での待機児童数は193名で、昨年の同月に比べて68名増となっております。現状の対応としましては、

月途中で転出などの事由で保育所に空きができた場合、点数が高い世帯から随時案内している、また臨時的措置として一時保育がありますが、この利用もほぼ満杯の状態となっています。町としては、待機児童ゼロへ向けて認可外保育園の認可化、分園などを進めておりますので、今後とも可能なものは前倒しをして取り組んでまいります。

3点目のマイナンバー不着恐れについて（1）です。不着のケースとしては、震災避難者DV・ストーカー・児童虐待の被害者、長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所している方々など住民登録地に住んでいない場合が考えられます。そのうちの長期入院者などに関しては、町内各病院にあらかじめ通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書を送付しています。併せて、同様な内容を町ホームページに掲載しています。また、郵便物等の返戻や周辺からの情報等による居住実態が不明な世帯については実態調査を行い不着にならないよう努めてまいります。（2）についてです。民法第22条で各人の生活の本拠そのものの住所とすると規定されていることから、生活の本拠地がある所に住民票を置くべきとの指導を行っております。以上であります。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、一つ一つ順を追って再質問をさせていただきます。まず1点目の生活困窮者対策についてでありますけれども、南風原町内に65歳以上の方が5,706名受給者が5,528名、178名が無年金者であろうということであります。平成27年度で全国的には65歳以上が3,341万人おられます。総人口に占める割合が25パーセントに達していると、4分の1が高齢者だと言われております。20年後には更に33パーセントの人口比になります40年後はまだまだ遠いのですが、40年後には40パーセントで逆ピラミッドと言いますか、支える人が減ってくる状況のなかで、年金受給の金額が特に国民年金で言いますと月額5万7,000円程度でありますので、夫婦いないとなかなか生活はできないだろうと言われております。そこで、本町にも独り暮らしの高齢者もおられます。特に心配するのが年金はもらっているのですが国民年金にしてもこの5万7,000円はもらっていない方もいらっしゃるのです。約半額の3万円とかそういう方々もおられます。厚生年金でもそうですけれども、金額はどれぐらいで、その構成比率と言うのですか、生活できる範囲の年金をもらっている方々が何パーセントいらっしゃるのか。先ほど言ったように、国民年金の5万7,000円以下の皆さんがどの程度いらっしゃるのか。そのへんももし資料がありましたらご報告をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。ただいまの年金額5万7,000円以下だとか、町内でどれぐらいの方々受けているのかなどといった資料はございません。



○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、178名の数字からしますと、各部落に10名程度いらっしゃるというような数字になるわけでありましてけれども、それについて皆さん行政側として実態の調査をしたことがあるのか。収入がないと生活保護がありますけれども、しかし、旧部落におきますと財産、家、土地がありますので生活保護が該当しない、そういう皆さんの生活がどういう状況にあるのか、調査をしたことがあるのかどうかです。もしございましたらお答えをお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 町内で無年金者が178人と推測されるということで答弁いたしました。町内で65歳以上の方で生活保護を受給されている方が今現在で184名いらっしゃいます。全てが生活保護を受けているということではございませんが、数字的にはほぼ同じような数字となっていることから、無年金で生活に困っている方々の大部分は生活保護を受給されている方がいらっしゃるのではないかと推測されます。ご質問のこの178名に対しての調査、個人個人の生活実態の調査等はしてはおりません。しかしながら、社協も含め地域において生活に困窮している方々の相談に乗る窓口とかそういう部分はこれまでも役場共に取り組んできておりますので、日々の生活に困ってどうしようもない状況等にならないように事前に相談を受けるよう体制を取っております。今後もこういう体制を強化して生活困窮者の対策に取り組んでいきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 部長、もう少し詳しい数字を確認したいのですが、無年金者が178名程度おられると、生活保護受給者が184名という数字です。この178名のうちで生活保護を受けておられるのがどのぐらいいらっしゃるのか数字がございましたらお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。この178人のうち何名が生活保護を受給しているところまでは把握しておりません。184人の生活保護を受給されている方それぞれの事情がございまして、このなかには先ほどおっしゃってましたいくらかの年金を受けている方もいらっしゃいます。やはりその方々の実態を踏まえて生活保護という最終的な救済措置と言いますかその方への支援となっておりますので、年金に特化してこの方がど

れだけ受けていないから生活保護というようなかたちでの調査はやっておりません。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、調査して欲しいのですけれども、生活保護受給者の184名の皆さんというのは、年金をもらっている皆さんも含まれている。ですから、この178名の中で保護を受けていない方が何人いらっしゃって、どういう生活をしているのか調査はぜひ必要だと思うのです。ぜひやって欲しい。これは民生委員の皆さん、各部落の区長の皆さん、ある程度把握していると思うのですけれども、社協との協議のなかで今一度どういう状況なのかを把握する必要があると思います。そういう方々をぜひ町で把握して、町からそういう方々に対して話し合い、あるいはこういう制度がありますよという提案が必要だと思うのです。そして皆さん、いろんなところで解決されていますけれども、把握をして、その制度を周知していきたいと、その周知をそういう人たちにやっていただきたい。そのための調査が必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この178人の方への調査ということでございますが、この数字も日本年金機構からいただいた数字でございます。178人の名簿等、そういった個人情報の部分が日本年金機構から提供されるのであれば把握は容易ではあると思います。そのあたりは確認してまいります。無年金だとしても他の収入があるかも知れません。ですから、町としては社協共に地域での生活困窮者、生活に困っている方々の情報を収集して、普段の訪問活動などから把握して、個々人の状況に合わせた支援、どんどん制度ができてきておりますし法律もこの4月から施行されております。そういった取組を含めて困窮者の支援に努めてまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 年金機構とおっしゃっておりますけれども、もしできましたら確認をしていただいて、先ほど申し上げたように民生委員や各地域でそういう活動をしている皆さん、あるいは自治会長はじめそういうところからぜひ聞き取りをされて、行政としての取組をお願いしたいと思っております。

それでは、2点目の無年金者対策についてでありますけれども、平成29年から施行予定ということですが、すでにそのような調査がされているようでありまして、それと制度がございますのでこの制度をどう町民の皆さんに周知をしていくのか、周知の方法策はどのようなものがあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。周知の方法と言いますと、やはり一番、毎月継続してできる町の広報誌でございます。継続して毎月、可能な限り年金に関しては掲載して広報しております。9月号にも10月号にも掲載されております。こういうかたちで町民に配布される広報誌を主に活用して広報してまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 町のいろんなところで相談員というのがございますけれども、そういった周知をするために、あるいは生活困窮者に対しての調査あるいは相談員がいらっしゃいますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。この年金に特化せず、生活困窮者の相談員と言いますかそういう相談の役割を担う方々は各地域にいらっしゃいます。民生委員さんもそうでございますし、それから社協においてはコミュニティソーシャルワーカーの方々が小学校校区にそれぞれ1人ずつ配置されています。そういった方々が全て相談を担ってきている、そういうかたちの町との連携もできておりますので、生活に困っている方々の相談を受ける体制はできているものと思います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ありがとうございます。少し気になるのは、65歳以上70歳前後の方々に対してですが、車は持っているのですが職がない、細々とアルバイト的なものを行っているという方々が見受けられるものですから、そういう方々の調査あるいはそういう方々はなかなか相談にも来られないと思うのです。地域では分かるのですが、民生委員の皆さんもそこには相談には行っていない。ですから、本人から相談に来たらできますよということだ思うのですけれども、事前にそういう方々を把握しているはずですがその調査というのができないのかどうか。要するに、専門的な相談員がいればいいのですが、それぞれの地域に似たような方々がいらっしゃいますので、そういう方々を役場あるいは社協に足を運んでもらう、そういう方策はないのかどうか。もし似たようなことがあればお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。地域には今議員おっしゃいましたように個人では相談に行ききれない、行けない方もなかにはいらっしゃると思います。そういう方々に対しましては、地域からの情報はすごく大事だと思いますので、区長さんはじめ民生委員さん、ソーシャルワーカーさん、あるいは地域包括支援センターも役場内にはございます。在宅介護支援センター、いろいろなところから情報は来ると思います。その情報によってこちらが訪問する必要があると判断されれば当然訪問しておりますし、今後も続けていく必要は当然あります。ですから、町が一斉に調査をしてどうであるとか、本人もプライバシーの問題がいろいろあると思いますので、その事情を見ながらこれまでの支援態勢をしっかりと整えて、こぼれると言いますか支援が届かない人たちが出てこないよう取り組んでいきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 分かりました。ぜひ事前の調査あるいは聞き取りをされて、実態を把握していただきたいと思っております。病気になる前、倒れる前にぜひ対策を取れるような、町としての調査をする制度、あるいは相談を受ける相談員が事前に相談されて確認をしていく。本当にぎりぎりの生活をしている方々が見受けられますので、ぜひそのへんの調査をお願いしたいと思います。

(3)の年齢を増すとともに生活困窮者が増えてくる。70歳前後の皆さんはある程度の収入を得られるのですけれども、それ以上になってくると体が続かない、仕事ができなくなってくる。そうして収入がなくなってくると更に生活が厳しくなってくるわけですね。なお且つ国民年金のような金額ではまず生活が厳しい。田舎では土地、建物がありますので、固定資産税、保険税、いろんな支出があるわけです。もちろん光熱費も出ていきます。限られた収入の中でこういったものを捻出していくと自分の生活費がどんどん削られていくわけですね。そういう高齢者になっての生活困窮者に対しての救済策は、いままでおっしゃったようなこともあると思いますが、そういった状況が出てくるという想定の中での皆さん方の対策と言いますか取組はどういったものがあるのか。これも先ほどの回答にもありますが、沖縄県の就職生活支援パーソナルサポートセンター南部というのですか、そういうものもあると、しかしこれをその当事者たちは分からないと思うのです。それをどう周知をし、あるいは本人に知らせていくか。その方策もまだなかなか取られていないのではないかと思うのですが、どういった方策を考えておられるのかお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。今、議員がおっしゃいましたように、この新しい法律が施行されまして、その方々の支援となる機関は福祉事務所が設置されている自治体でありまして、本町の場合は南部福祉事務所となります。南部の町村が対象となりますので今回その機関の設置場所が泉崎となっておりましてかなり遠い。われわれ南部の町村からしますと、相談者が容易に行ける場所ではないということで、今後も場所の移転を求めてまいりたいと思っております。南部福祉保健所近辺でありますと、西原、与那原、八重瀬、南風原、それぞれ関係する町村の近くになりますので、利便性が上がって相談者も行きやすくなる。まずそういうかたちでこの機関となるパーソナルサポートセンターの移転を求めて、場所を移していただきたいと要望していきながらこういうパーソナルサポートセンターという生活困窮者の支援の核となる施設ができたことの周知に関してはまだまだ足りない部分がございますので、今後しっかり周知していきたい。そして周知していきながら、この機関の利用にあたっては社協、役場等いろいろな相談機関等で相談が上がってこられた困窮者の方々にどんどんこの情報を提供して、どんどんこの機関につなげていくかたちでやっていこうということで社協、役場、民生委員さんも確認を取っております。今後も連携してしっかり強化していくということで確認しております。ですから、この部分に関して周知はこれから徹底してやっていきたい。あとはこの高齢者には仕事もなくなって厳しい、年金も少なく生活が厳しくなっている方々に対してではあるのですが、国では年金生活者支援給付金という年金生活者支援給付金の支給に関する法律ができて、本来でしたら今年の10月1日からでしたが、これは消費税の10パーセントアップができてのことということで2017年4月に延期されています。内容は老齢基礎年金受給者に対して、概算ではありますが月額5,000円給付していくというような制度であります。これは先延ばしされておりますこの法律、それから生活困窮者自立支援法の施行に合わせて社協等で取り扱っています生活福祉資金の貸付制度等、そういった部分を使いやすい制度に改正されてきております。こういうかたちで全体的な支援、また町独自のそれぞれの役割をしっかりと取り組んで支援強化してまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 サポートセンターが今年4月に設立されて、すでに那覇から南部に移転をお願いしているとのことですが、今年設立されてすぐ県が移動させるかどうか、そのへんの感触は掴んでいますか。それから、南部町村において同じような行動がなされているのかどうかです。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 ただいまの件でございますけれども、パーソナルサポートセ

ンターとこれまで、今月においても 2 回ほど会議をもっております。主には南部の南風原含めて 4 町、そのあたりの相談が多いわけです。先ほど部長からも答弁がありましたが、泉崎だと相談者が車を持っていない方になりますと出向いていくこと自体も大変苦勞なさるといふことで、そういう課題は 4 町からも挙げられているといふことで、そのパーソナルサポートセンターも県に対して中心的な場所になる南風原に移転できないかこれから要請していこうということになっております。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 先ほどの質問とも関連するのですが、生活困窮になるとどうしても行動するための足がなかなかないのです。特に沖縄県ではバス路線においてもなかなかストレートにその場所へ行けない、歩いて行って乗って、また乗り換えしたり、そういう状況はあります。それで本町に移転を促していくということではありますが、他の市町はどういう考えを持っているのか。中心である南風原だとか、八重瀬だとか、それなりに移転してもらおうという話し合いまでなされているのかどうか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 これも先ほど申しました月 2 回、9 月で 2 回会議を持っていますが、一番近い会議が 9 月 18 日で行いました。その会議、南風原町の会議で行いました。こども課とパーソナルサポートセンター、社協の三者で会議を持ちました。そのなかでやはり、先ほど申し上げましたように那覇では場所が遠いことが確認されていますが、他の 3 町からもそのような話が出ていますとパーソナルサポートセンターの方から聞きましたので、これはやはり管轄内に移転したほうが利便性は向上しますね、相談件数も上がるでしょうねと、そのような確認をしている状況でございます。他の 3 町との情報交換はまだされておられません。しかし、やはりどう考えても近いほうがいいですので、そうすると与那原、八重瀬、西原からも近い所となる、われわれのほうでは近い所ということを持っていこうと考えております。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 相談する場所というのは、そういう困窮者の皆さんが行きやすい場所、あるいは歩いて行ける場所です。ですから、市、郡にそれぞれ設置する必要があると思うのです。それが今は何名かで対応していると、しかしそれぞれの市・郡に設置するとその何倍も相談件数が増えてくると思うのです。そういったものをぜひ、先ほどから言っているように調査をしないと何名程度いっちゃうのか。年金をもらっている皆さんが大変苦しい

状況にあると思うのです。特に国民年金の場合はなおさら厳しい状況にある。そこをもう一度調査されて、尚且つそういう相談がやりやすい状況を作っていく。皆さんはサポートセンターにおいても町でそういう皆さんをつないでいくと、紹介しながら向こうにつなぐというのが町の仕事でありますけれども、しかし、皆さんも相談を受けながら、本当の実態を見て連れて行ったり相談させたりしなければ、本当の困窮者が相談に来ることができない。あるいは、今現在、そういう相談がある自体もわからないという状況でございますので、まだ今年スタートしたばかりでございますが、すでにそういった方々がおられることをぜひ知っていただいて、調査していただきたいと思います。皆さんは月 2 回開催していますが、この具体的な取組を今どのように考えておられるのか。本町に移転してもらうような話し合いがどこまで進んでいくのか、あるいは先ほどの与那原、西原、八重瀬等々、豊見城、糸満、南城市もありますが、そことの共有も必要だと思うのですが、今後の日程はどのようになっていますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。このパーソナルサポートセンターは、福祉事務所設置自治体が設置することになっておりまして、要するに市はそれぞれ市の福祉事務所に設置されます。ですから、本町の場合は西原町、南風原町、与那原町、八重瀬町、この 4 町を管轄しております南部福祉事務所に設置されております。ただ、場所が先ほどから申し上げていますとおり泉崎ですので遠すぎると、ぜひこれは近くに移転していただきたいと要望していきたいということでございます。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 一つ勘違いしておりました。市は独自に設置されているわけですね。南風原、八重瀬、与那原、西原。そのセンターが機能できるようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。またそれとは別に、ぜひ本町としての調査をやっていただきたいと思いますので、それについて先ほどからずっと同じことを言っておりますが、本町の住民がそういう厳しい状況の中に置かれている皆さんの生活を少しでも良くしていくためにどうしていくのかぜひ調査されて、できたら取組をやっていただきたい。そういった把握についての取組を今後はできないかどうか、もう一度確認をしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。町内での困窮者の方々一人一人を把握するための調査ということでございますが、一軒一軒訪問して状況把握するのがいいのかです

ね。例えば役場でしたら、国保の窓口での相談からも上がってくる場合もございます。もちろん生活保護の相談だとか包括支援センターとかいろいろな相談機関がございます。社協はもちろん、そういう相談窓口がございます。ですから、行政、社協併せて、民生委員さんの情報も併せて、そういう方々の情報の集約をまずやっていって、もちろん区長さんからの情報、そういうことも集約して支援者の把握に努めていきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 最後に要望を申し上げたいと思えます。高齢者の皆さんは、65歳以上になりますと本町においても約25パーセントになると思えますが、戦前・戦中・戦後、65歳はもちろん戦後でありますけれども、大変厳しい時代の中で一生懸命、子や孫を育てて今日に至っているわけですがしかし、そういう流れができて一生懸命やってきた皆さんが今こういう厳しい状況にいらっしゃることもぜひ敬老の日を挟んで、これまで地域づくりに頑張ってきた皆さんがご苦労なされているのをそのままにしておいてはいけません。ですから、お年寄りを敬うと同時に、お年寄りの生活をいかにして安定させていくのか。安全で暮らせるように、安心して暮らせるように、その地域づくりをこれからでもやらなければいけないと思うのです。そういう取組をぜひやっていただきたいと要望を申し上げたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、2点目の保育園園児の受入れについてでありますけれども、本町は那覇に隣接している関係で本町に移ってこられる皆さんがいて、毎年、保育園で待機児童がいらっしゃる。今年も去年に比べて68名待機児童が増えて193名いらっしゃるわけです。しかし、南風原町は生活の利便性が非常に良い、そういった意味で今後もそういう皆さんが増えていくと思うのですが、そういう皆さんが増えていく状況に対しての南風原町としての取組は遅れていないのかどうか。先ほども答弁がありましたように、保育園も満杯である、一時保育も満杯である、精一杯やってそれでも間に合わない。特に、今質問している臨時的に半年程度でもいいのですが一時保育がもっと可能になる方法はないのか。今、緩和措置が15パーセントを超えて20パーセントに近い状況にあると思えますけれども、子どもはいるのですが仕事をしなければいけない、その家庭が保育園に預けることができない。あるいは一時保育でも週に3日程度しかできない。残り2日はどうしているのか。自分が子どもを職場に連れて行くとか、仮に那覇から移転でしたら前の保育所に一日預けるとか、あるいは親族の皆さんに預かってもらう。そういうことをしながら仕事をがんばっている。行政としてやはり子育て支援をやらなければいけないのですが、そういう緩和措置をもっと広げることはできないのか。あるいは保育士にしても臨時的に採用するための枠を設けるとか、そのへんが今、本町ではどう取り組まれているのか。一杯ですから待ってくださいと、そういう状況なのか何とか努力して入園させようとしているのか。そのへんは今、どういうふうにお考えになっていますか。



○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。待機されている方々に対しては、大変申し訳なく心苦しい部分がございます。しかし、現実は今満杯でございます。と、いう答えしかございません。町としては子ども・子育て支援新制度に基づく町の計画で、当初の予定よりも前倒しで取り組んできております。よなは保育園の認可化も前倒しで来年 4 月開園を目指して取り組んでおりますし、分園についても前倒しで取り組んでいく、そのようなかたちで可能なものは全て前倒しで取り組んでいく姿勢でやっております。しかしながら、現実はいくらだけの待機児童がいらっしゃる。大変心苦しい気持ちで一杯ではありますが、現時点ではこの施設整備が整うまで今しばらく待っていただきたい状況でございます。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 確かに厳しいのは分かるのですが、しかしそういう厳しい状況の中で行政としての対応はどのようにやっていくのか。先ほどよなは保育園の認可のお話がありましたけれども、向こうも 60 名から 90 名の定員ですか、分園にしても 30 名程度でしたよね。まだ足りないわけです。そして、企業でやるのも進んでいないですよ。事業所内保育でも今 1 か所しか認定されていない状況です。これだけの待機児童がいるなかで、90 名ぐらゐの対応しかされてない。前倒しではあるのですが、他にもいろいろあったと思うのですが、それら取組についてはどのようになるのか、今のお考えをもう一度聞かせてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。先ほどの前倒しでという部分で少し抜けておりましたが、次年度からは幼稚園での 4 歳児の保育も始まります。そういった 4 歳児で幼稚園に行ける方の分はまた待機児童の枠ができてきます。あとは小規模保育という保育所の形態もございますので、それに取り組んでもらえる認可外保育園をしっかりサポートして、小規模保育の開設に向けて取り組んでまいります。そのようなかたちでその計画をとにかく前倒しで進めていって、早めに待機児童解消に努めていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 本町の待機児童の大半が 1 歳児です。今、0 歳、1 歳児の待機児童が非常に多いと思うのですが、それと 4 歳児を幼稚園に移行させるとなると、どうして

も 0 歳児、1 歳児というのは保育所の数が違うのですよね。とにかく増えていかない。受入れもそんなに増えていかない。ですから待機児童はそんなに変わっていかないわけです。それについてどういう見通しを立てているのか。皆さんは、これまでいろんなシミュレーションをしてきたと思いますけれども、では来年 4 月 1 日以降、その待機児童はどのような数字になるのか、もしその数字があるのであれば教えていただきたいのでお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。今年 3 月作成されました南風原町子ども・子育て支援事業は、主に量の見込みとその見込みに対する施設の整備となります。その計画の 50 ページ、51 ページが南風原町での教育の部分から 3 歳児から 5 歳児、保育の部分では 0 歳児から量の見込を立てて、その量の見込みに対する本町における新規の施設整備による確保をするかたちで施設整備に関することが計画されております。この計画を前倒しして取り組んでいるのが先ほど申し上げました、よなは保育園の認可化で 30 人、そして分園に取り組んでございます。今後もこの計画にあるものをできるだけ前倒しして早めの解消に努めたいということでございます。

○議長 宮城清政君 13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 では、先ほどから申し上げておりますけれども、どうすれば子どもたちを受入れすることができるのか、まず大きな取組だと思えますがぜひ緩和措置をもう一度広げて取り組んでもらいたいと思います。

[玉城 勇議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 1 時 50 分）

再開（午後 1 時 53 分）

○議長 宮城清政君 再開します。13 番 玉城 勇議員。

○13 番 玉城 勇君 しっかりと取組をしていただいて、不公平感が出ないようにやっていただきたいと思います。再三申し上げますが、そういういろんな状況のなかお父さんお母さんが一生懸命仕事をして子どもを預けたいけれどもなかなか受入れ先がない。ですから、町立も法人も無認可もぜひ一緒になってその対策を皆で協議していただきたい。特にこども課を中心としてその対策をぜひやっていただきたいと思います。来年 4 月を待つのではなくて、今できること、あるいは来年に向けての取組をぜひやっていただきたいと思いますのでぜひ強力に取組をお願いしたいと思います。

それでは、3 番目のマイナンバー不着恐れについてお伺いします。先ほど、新聞に掲載さ

れていると申し上げておりますので、新聞から見ましても本町に住んでいるけれども住所はそこないと、あるいは本町町民が他所にアパートを借りて住んでいるのですけれども住所は本町にしかないという方々をどういうふうに確認をしていくのか。どういうふうに役場へ住所を知らせるように連絡するのか。要するに、どこに住んでいるのか分からない状況のなかでどういう取組をしていくのか、それについてお考えを述べていただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。先ほど副町長も答弁をしておりましたが、通知カードの送付先に係る居所情報登録申請というものがあります。何らかの理由で住民登録の場所とは別に住んでいる、これには出張なりいろいろあると思うのですが、そういった方には私はここにいますのでここに送ってくださいという申請があります。まず一義的にはこれです。そういった方は事前に申請書を出していただきます。ただ、別の意味と言いますか、本来、住民登録は所在地で行っていただくことがベースでございます。これを基本として何らかの例外的な住まざるを得ない皆さんは、居所情報登録申請書でお知らせいただいて、われわれはそれに対応していくことになっています。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 今心配されているのは、本人からの連絡がない場合です。確かに本人に住所を連絡してくれと、あるいは住民登録をしてくれとなるのですが、それができない場合、分からない場合にどうしていくのか。町としては本人からの連絡待ちですよね。町としてはどういうふうにそういう人たちに通知をするのか。皆さんはこれから実態調査を行うとしておりますけれども、どういう調査をするのかお伺いしたい。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 日常の業務からしてもそういったケースはございます。何度通知をお送りしても戻ってくるということで、これは環境課の住民基本台帳の担当にそれぞれの部署から連絡を取りたいがなぜか居ないような実情だということになると、現場に向いて隣近所から聞いたり、自治会長に聞いたり、足を使っての調査になります。あとはケースバイケースですが、親近者に伝えたり、親近者伝手で情報を知り得たり、そういうことで結局はローラー作戦のような調査になっていくのが実情であります。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 来月、届くわけですね。ですから時間がないわけですが、本町に住んでいるけれども住所は他の市町村だということもあると思います。その逆もあるわけです。その調査を早めにやっていただきたいことと、元々ここに住民登録されていない方が結構いらっしゃいますので、他の市町村との連携と言いますかそれもできるのか、そういった協議はございますか。もしありましたら、お願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 われわれも分かっているこの人は別に住所があるだろうというのはございませんので、そういったケースが出たとき、当然これは全国一律に発送されますのでそれはそれで連携を取っていくことになると思います。たぶん、ケースバイケースの対応になるのではなかろうかと思いますが、できるだけ不着にならないように、そういう対応をケースバイケースで取っていくことになると思っています。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 国勢調査が始まっていますけれども、国勢調査の場合は主にここに居るだろうということで住所をそこにして人数を確定しますが、それとは違うのですよね。これは本当に国挙げての取組で、本当にどこに居るのかを調査しなければいけない事柄になりますので、そして次の個人ナンバーにも影響してくるわけであります。と言いますのは浮浪者もいらっしゃいます。どこを探しても住所が分からないという方々もおられます。本町の近くにもそういう施設もあります。住所を知られたくないというのも事実でございますので、そういったものを早めに対策していただいて、おっしゃっている実態調査を速やかにやらなければ戻るのが心配されますのでそのへんの取組をぜひやっていただきたいと思っています。

最後ですけれども、住所を知られたくない、教えたくないということで住民登録をしていないというのもございますので、本町でそういう問題はないのかどうか答弁を求めたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 自分の所在地を知られたくないというのは、先ほどの質問(1)に出てくる家庭内暴力の被害、ストーカーなどがあり、そういったものはまず住民登録はこちらにしているのですが、ある人から問い合わせが来たら絶対に教えないでくださいというようなことがございます。ただ、その他の理由で私はここに居ませんのでよろしく

お願いしますというのは役場で把握できません。人間諸々の事情がありますので、それはそれで不在で返信があったとき、これは三月ぐらい本町に置くようになっていきます。先ほども申し上げたようにケースバイケースで地域の皆さんとか、親近者に所在を確認しながら、そして現住地とか全国の市町村間でネットワークを取りながらの対応になるというのが実情だと考えております。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 2 時 03 分）

再開（午後 2 時 04 分）

○議長 宮城清政君 再開します。通告書のとおり、順次発言を許します。6 番 赤嶺奈津江議員。

[赤嶺奈津江議員 登壇]

○6 番 赤嶺奈津江さん 一般質問、ラストバッターです。ぜひ満額回答と言いますか、前向きな答弁をいただいて終わりたいと思いますのでよろしくお願いします。一括で質問をしまして、再質問から一問一答でまいりますのでよろしくお願いします。

1. 就学支援制度で町民視点のまちづくりを。（1）第五次南風原町総合計画が策定に向け動き出した。今後のまちづくりに町民の声を反映するため、地域の実情に詳しい人材と連携する必要がある。集落支援員制度を活用してはどうか。（2）これまで集落支援員制度を検討したことはないか。（3）集落支援員は、区長・自治会長が兼任することもできる制度である。これからの自治会運営は、都市化する南風原町にとって大きな課題になると考える。専任・兼任含め制度の検討をしてはどうか。

2. 児童生徒の生活習慣病の予防を。（1）児童生徒の生活習慣病予防のための検査について以前にも平成 26 年 3 月定例会で質問しましたが、実施しているかどうかお伺いします。（2）児童生徒の生活習慣病に係る状況を把握できるようにしているか。（3）検査することを前提に検討するとの答弁があったと認識している。現在の状況はどうなっているか。

3. 教職員の採用計画についてであります。（1）南風原町は年々人口が増加して、町役場の業務も県からの権限移譲などもあり増えていると思う。これからの業務量を見込み、職員の増員を検討してはどうか。（2）ここ近年、正職員の採用に比べ、臨時・嘱託職員が増えているように感じる。現状はどうか。（3）臨時・嘱託職員は、雇用期間や業務内容が限定されている。正職員以外の増加では安定した住民サービスの提供ができないことも考えられる。臨時・嘱託職員の比重上限を決めておくなどの対応ができないか。以上、3 点です。よろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項 1 点目、集落支援員制度で町民視点のまちづくりを（１）についてお答えします。本町においては、現計画である第四次南風原町総合計画策定から住民参加による南風原町まちづくり住民会議を組織するとともに、随時会議録を公表し、パブリックコメントによる意見募集を行うなど広く住民の意見反映をさせた総合計画を策定いたしました。第五次南風原町総合計画においても、同様な方法による策定を予定しており、現時点で集落支援員制度による活用は予定しておりません。次の（２）と（３）は関連しますので一括でお答えします。これまで集落支援員制度の活用はしたことがありませんが、今後、制度の詳細を含め調査してみます。

質問事項 2 点目、児童生徒の生活習慣病予防を。これも（１）、（２）、（３）とも関連しますので一括して答弁いたします。町民の健康の保持・増進に向けて生活習慣病予防は重要な健康課題であり、本町もその取組を推進しているところです。しかしながら、児童生徒の生活習慣病に係る状況把握については、学校保健安全法の中では健康診断の検査項目に含まれていないことから、現時点では把握できる状況にはなっていません。そのことから、生活習慣病予防に向けての児童生徒の状況把握が必要と考え、検査を実施する方向で検討しております。

質問事項 3 点目、町職員の採用計画について（１）です。ご質問のとおり、国・県からの事務・権限の移譲、町民の行政に対するニーズの多様化、各制度改正への対応、更に本町の人口増加による事務量は確実に増加しています。そのことから職員の増については、財政事情等を含め総合的に検討する時期に来ていると考えております。（２）についてです。正規の職員数に対する臨時・嘱託職員数の割合は、ご指摘のとおり増加傾向にあります。（３）についてです。臨時・嘱託職員は、臨時的な事務への対応等、行政サービスの維持をしていくために必要と考えます。そのことから、正規職員との比率を定めることについては、育児等休業代替職員、臨時的・緊急的な対応等様々なケースが想定されること、更に財政事情も含めその時々判断が必要であることから難しいと考えます。以上です。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん 答弁、ありがとうございました。集落支援員制度のことですけれども、私が質問した理由は、策定に向けてこの集落支援員制度を活用してはどうかではなく策定後、いつかは来るであろう第六次に向けていろんな視点で支援員制度だったりいろんな制度を活用して地域住民からの意見を収集することが大事ではないかということからの質問です。実際、今の南風原町の自治会加入率についてはかなり低い率になっていますし、新川もそうですし、兼城、宮平、アパートやマンションが増えているなか自治会に加入してくれる方が少ない。また、そういった方々は加入したいという以前にあまり関わりたくない

のかなど、けれども意見を言う場がなければ、また実際納税をいただいているわけですから自治会にもものを言えなくても町にどうやって欲しいということを伝えたい部分はあると思うのですね。そういったことと言えば、集落支援員制度が自治会加入へのきっかけになるのではないかという視点からの質問です。この制度を活用する予定はないとのことですが、実際この質問をする以前からこの集落支援員制度を知っていたか伺いたしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 今回の議員からの質問を受けて初めて知った制度でございます。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。平成20年ぐらいから動き始めた制度のようですが、県は平成25年度から全自治体へということで市町村の議会議員にも周知して欲しいと通知は来ていたのではないだろうかと思われ、総務省のホームページではそういう資料が入っていました。本日、その資料もお配りさせていただいたのですが、「この対策は、過疎地域に所在する集落や高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定しない」ということですので、ある一定の縛りはあるのかも知れませんが、ある程度地域に根差した、そういった意見を集約する集落支援員制度を活用して欲しいというものなのかと私は捉えています。限定しないのであれば、支援員1人当たり350万円、また他の業務との兼任があれば1人当たり40万円の財源手当てが出てくる、出してもらえるとすれば、そういった制度を活用しない手はないのではないかと思います。他との交流をなかなか取らない町民の方からすれば、意見を伝えてくれる場があるとか、伝えてくれる人がいるということであれば自治会への考えが変わって、地域に貢献しようとか、自分にできることが何かないかというように係わってくれると思うのです。そういったことから考えれば、(1)で現時点は予定していないということで、(2)に関連しますが詳細も今から調査しますとのことですが、南風原町としてメリットは大きいと思うのですがいかがお考えでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 先ほどもお答えしましたが、議員からのご質問でこの集落支援員の制度があると知りました。これを見たとき、先ほど議員からございましたように、過疎地域や高齢者比率が一定以上の集落が限定ではないと、もしかしたら最初の目的はそのへんだったのかということがうかがい知れます。われわれの実情、南風原町の場合、月2回の

区長会、地域では役員の皆さんもいますし、班長の皆さん、コンパクトな地域でもありますし、意思の疎通と言いますか当然おっしゃったような振興住宅の場所とか地域では少し課題があるのですが、本町においてはこのへんのコミュニケーションは取れているのかとは感じました。ただやはり、こういった制度の勉強不足なところがございます。それも含めて先ほど副町長が答弁したように、この詳細と本当の部分のニュアンスと言いますかそのへんを情報収集してみたいというのが今の時点の考えであります。

○議長 宮城清政君 6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。たぶん私も突き詰めて、この制度は絶対こうなのと言えらるものはありません。私も総務省のホームページだったり、いろんな市町村の事例を見たりして勉強するしかなかったのですが、実際に見て見ますと、総務部長がある程度コンパクトにできているので意思の疎通がとおっしゃっておられましたけれども、私たち新川でも区長が自治会からですよと言ってアパートをノックしてもドアを開けない方がほとんどです。そういったことからすれば、これだけ人口の増減と言いますか増加のほうが激しい場所ではやはりコミュニケーションを取る方法がだんだん少なくなってくるのかと、マンションにおいては中に入ること自体できないことがほとんどですので、意見を収集する場所、第四次総合計画でも第五次総合計画でもそうですがパブリックコメントをいただくとのことですがそういった発言する場所を知っている方は発言できると思いますが、知らない方の見えない声、聞こえない声を聞くのがこの集落支援員制度なのかと私は思っています。自治会長が兼任できるということですが、地域のあり方、行政関係者だった方、いろんな方にお願ひできるということで、中にはNPOにお願ひすることもできるとあります。地域のチェック票というのが総務省からありまして、あとでお渡ししますが、地域に65歳以上で暮らしている方は何世帯ですか、先ほど勇議員からあったようにそういった調査もこの支援員の方がやったり、また、新川区や宮城、大名もそうですが、今はバスが通りません。通っても朝2本、夕方2本、昼間どこかに行こうと思っても兼城方面に向かうバスがなかったりということで買い物難民と呼ばれている方もいらっしゃるのです。高齢者で近くに身内もいない、同じ年代の友人はいるけれども、同じ年代の友達も皆もう免許がないとか、そういった方たちはなかなか買い物ができないのが実情なのです。そういった方たちからこういった支援が欲しいのか、こういったことを望むのかを町との間で橋渡し、意見の収集だったり調整だったりがこの支援員でできるということですので、ぜひ前向きに、早めに対応していただければ若い南風原町、若い方が多いと言われているのですけれども、若い方も意見を言う場所がない、年を重ねた先輩方もなかなか言う場所がないということですので、ぜひこういった支援員制度を活用していただきたいと思ひます。前向きに調査されるとのことですので、財源手当てもありますので、ぜひ校区であったりその地域の実情に合わせて、また名護市に2人だそうで、また栗国にもいらっしゃるそうです。今帰仁も自



治会長でしたか兼任でやっているところもあります。その地域の実情に合わせて校区に1人だったり中学校区に1人だったりといろんなパターンでできるということでもありますので、勉強をしていただいて前向きに活用いただけたらということをお願いしたいと思います。

児童生徒の生活習慣病予防をということで、やる前提で答弁もされたし検討していることでもありますけれども、前回も検討だったと思うのですね。近隣でも南城市がやりましたし、できない理由というのは学校の問題だけなのか、もう少し早めに対応できるのではないかと思うのですけれども、これだけ検討に時間を要している理由はこういったことがあるのでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。平成26年の定例会で前向きに検討していきたいと答弁をしております。この児童期における生活習慣病予防、その実態を把握することに関してはわれわれも必要性を感じております。ただ、可能な限り他の財源と言いますか、例えば一括交付金を活用するなど申請して認めてもらいたい、そういう取組も進めながら可能な限り早いうちにやっていきたいとは思っております。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。現場でもやはり早くやらなければいけないと理解されているとのことで、あとは財源の問題ということですが、町長が中学生までの医療費を無料にして子どもたちへの手当を充実させたことは早めに対応すれば重症化することもないし大人になっても安定した生活を送ることができるということでやってくれたと思います。この生活習慣病のチェックというのは、発病する前ですよ。危ないからそろそろ手を打たなければいけないという子も実際にいるはずなのです。私事ですが、このあいだ出張の時に体調を崩して病院に入院したら、これだけがっちりした体形なのに栄養不足だと言われました。実際考えましたら、あれもまずかった、これもまずかったということがありました。子どもたちもそうだと思うのですね。お腹一杯していればいい、ではないのですね。お腹一杯にするものが何なのか。野菜なのか、肉なのか、お菓子なのか。そういったことを教育していくためにも、あなたの体がどういう状態なのですよと教えることも大事だと思うのです。一括交付金が使えたらいいということではありますけれども、それはなくなってしまったらまた別の手当を探さなければいけないわけですから、その前提からすれば私は単費だろうがやるべきだと思うのですね。そういった点から、町長にぜひ答弁をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。議員おっしゃいますように、発症してからでは遅いです。ですから、南風原町は妊婦の時期から生活習慣病にならないような取組ということでこれまでも保健師さんと一緒に取り組んでおります。しかしながら、ご指摘のように学齢期において学校保健法の中ではこの生活習慣病に関する検査項目等で足りないところがありまして把握できない部分があります。ですから、予防のためにも将来的に生活習慣病にならないためにもその検査は必要であると十分理解しております。本町に「健康はえばる 21」という計画がございます。この計画の中でも対策として学齢期への保健指導の推進として小中学校の養護教諭との課題の共有とかた肥満傾向児の実態把握とか、学童期の生活習慣病予防の学習だとか、健康教育の面で対策しなければいけないということでもあります。しかし、健康教育を強化する上ではやはり検査して実態が分からなければ強化もできない、検査が必要であるという認識は持っておりますので財源の確保も含めてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 2 時 26 分）

再開（午後 2 時 26 分）

○議長 宮城清政君 再開します。6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。私は町長と親子かと思うぐらい似ているのですが、子どもたちのうちから健康管理は大事ですので、執行部にもぜひできるようにお願いしたいと思います。私の子どもたちは体脂肪率 8 パーセントということで、彼らのものが私にきているのかと思うぐらい節制しなければいけないかと思っているのですが、小さいうちからの健康管理、実際食べ物で体は作られていますので、ぜひそういった教育をやりながら、また自分の体調を確認させる上でも、また親御さんにも認識させなければいけないことです。数値で表われれば親も納得して、やらなければいけないと思っておりますのでぜひお願いしたいと思います。

では 3 番にいききたいと思います。町職員の比率ということで、今後検討していかなければいけないことは執行部もそう思うとの答弁でしたので、今後考えていかれるだろうと認識しました。私が臨時・嘱託と言っているのは、病休職員の臨時、病休や介護休、産休の方への臨時ではなくて、最初から恒常的に臨時を充てる業務があるのであれば、反対に対策として別に打てる制度はないのか。以前、民間委託の検討もあつたり、福祉も別へ委託ということが出てきましたけれども、そういったことから比重の置き方、増減のあり方というのは、全体で何パーセントではなくて、介護休、病休、産休の方を抜いた割合をある程度置いておかなければ、どんどん逆転の現象になって、臨時の方たちが専門化してしまってこの人がいな

いと業務ができないとなっては困るわけです。実際、そういうことが別の市町村でありまして、この職員がいなければ分からないということがあっては困るのです。ですから、専門化させるのではなくて、臨時的な、選挙がある年だったり国勢調査があったり、そういったときの臨時は分かりますし、窓口でも分かる部分はあるのですけれども、やはりある程度の比重の置き方を考えなければ、安心してできない。臨時は1年に1回変わりますし、嘱託も3年に1回変わりますので、ある程度そういった比重は置くべきだと思います。その点、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 おっしゃるとおり、様々な担当部署で臨時・非常勤の皆さんにはがんばっていただいております。ありましたように、病休・育休等の休職の方々に臨時職員を充てております。もう1つ、臨時職員の業務というもので充てているのですが、恒常的にこの部署のこの担当に臨時は付いているというようなことは把握して、特に最近の制度として新子育て支援であるとかそういった重点的に事業を比重として置かれている業務については、近い将来、検討は必要だろうと考えております。最近までは国家公務員も含めまして、公務員の数は減らせ、人件費も減らせというのが社会の風潮でございまして、これをどう乗り切るかというものを考えるので実際のところ精一杯でございました。社会もいろいろ変わってきておりますので、今般はやはり腰を据えて、今後の自治体運営のあり方、トータルで考えていく必要があると思っておりますが、割合を定めることにつきましては、どうもこれが良い部分も悪い部分も出てくるのかということがございますので、それはそれとして柔軟性を持ちながら対応していく必要もあるのではなかろうかと考えています。

○議長 宮城清政君 6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん ありがとうございます。平成25年度から平成26年度、平成27年度と数値をいただきましたけれども、正規職員が199名、嘱託が123名、臨時が195名、計517名。正規構成比率が38パーセントということで、幼稚園などで臨時の方が多いいこともありますがけれども、そういったなかでも38パーセント。もし199名で町民をみたとして、1人当たり190名の方を支えている計算になるのですね。臨時の方も合わせて517名であれば、1人当たり73名の方をみている考え方になります。これからいけば、正職員の方が病休で休まれたり引継ぎができない状態になったときに、全部が臨時の方となっても困りますし、そういった比重の置き方、ここまですればイエローゾーン、ここにきたらレッドゾーンという目安でもいいと思うのです。それは持つべきだと思いますので、そういった目安、限度を決めるのではなくて目安としてここにきたらレッドゾーンだなと言えるような自分の中の認識さえ持てばいいと思います。住民サービスが充実していれば住民の方はたぶん分かってくれると

思います。自分たちもこれだけの業務をこなせているのは彼らだからと言えると思うのです。それだけ充実した内容にしていただければいいだけですので、今後の採用のあり方、臨時の方たちも大事ですし、嘱託の方たちががんばっているのは事実ですので、今まで臨時でいた方を正職だったり、嘱託だった方は役職を正職だったりという考え方もできると思いますので、そういったことも検討していただければと思います。それだけお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。

散会（午後 2 時 33 分）